

# イギリス公共図書館における 相互協力体制の形成について

平野英俊

## 目次

### I 相互協力体制形成のあゆみ

1. 中央図書館の成立と発展
  - 1) CLS の成立
  - 2) CLS の機能の拡張・発展
  - 3) NCL の成立
2. アウトライアーゴンサム、及び大学図書館
  - 1) アウトライアーゴンサム
  - 2) 大学図書館の協力機構
3. 地域図書館組織の形成

### II 公共図書館サービス普及の努力

おわりに

イギリスにおいて、図書館間の相互貸借を基礎とする協力体制形成の動きが現われるのは、今世紀に入ってからであり、それが一応の形を整えて登場するのは、第1次、第2次の両大戦をはさむ約20年の間にわたりてであった。イギリスは、実質的には、この短期間の間に、最も組織的といわれる協力体制を構築したのである。ここでは、この協力体制の組織化の過程、及び、その基盤となつた20世紀初頭までの図書館普及の努力を振り返ってみることにしたい。

### I 相互協力体制形成のあゆみ

パフォード (J. H. P. Pafford) は、イギリスにおける図書館協力体制組織化のあゆみを、中央図書館の発展をめぐる「内部的」発展 (internal) と「外部的」発展 (external) の2つの流れに分けて論じている。前者は、協力体制の要をなす中央図書館の充実を指すものであり、「学生のための中央図書館」 (Central Library for Students, 以下 CLS と略称) から、「国立中央図書館」 (National Central Library, 以下 NCL と略称) への発展にみられるものである。これに対して、後者は、アウトライアーゴンサム (Outlier Library), 大学図書館、及び地域図書館組織 (Regional Library Sy-

stem) の協力体制を指すものであり、これらは全て、後に NCL と連携され、一つの協力体制を構成したという意味で外部的発展と呼ばれている。

#### 1. 中央図書館の成立と発展

##### 1) CLS の成立

この図書館の歴史は、1914年に、労働者教育協会 (Workers' Educational Association, 以下 WEA と略称) が、トインビー・ホールと共同して設立した「チュートリアル・クラスのための中央図書館」 (Central Library for Tutorial Classes) を発端とするものである。

20世紀初頭のイギリスは、労働者の政治的発展と、それに対する国の学校制度の不備を反映し、労働者のための成人教育に対する要求が改めて強く提起された時期であった。1902年の教育法は、中等教育制度実現の可能性を開いてはいたが、その実施はなお将来にまたねばならず、初等教育修了後の労働者にとって、成人教育が唯一の残された道であった。

この成人教育に対する要求を全国的規模で組織化しようとしたのが、マンスブリッジ (Albert Mansbridge)を中心とする WEA の活動であった。ここでは、WEA の活動については詳述しないが、最初、従来の大学拡張コースの組織化を考えていた WEA は、中央、地方両教育当局からの財政援助を基礎に、1907年以降、チュートリアル・クラスという新しい大学拡張教育を考えようになつた。小集団の学生に対して、最高度の大学教育を与えようとするこの運動は、トニー (R.H.Tawney) らの実践の中で、次第に発展を遂げ、第1次大戦前の1913年から14年頃には、その最盛期を迎えたのである。

このチュートリアル・クラスが、その発展と共に直面するに至った問題が、如何にしてテキストの十分な供給を確保するかということであった。学生の体系的読書を可能にすることは、こうしたクラスにとっては欠くことのできない条件であったが、当時は、未だ、都市部の

少数の図書館を除き、その要求を満たし得るものは存在しなかった。そのため、こうしたクラスでは、必要な小コレクション選び、公共図書館から借り切りにする方法が採られていた。しかしながら、1910年代に入り、クラスの数が増加するにつれて、その不十分さが認識され、チュートリアル・クラスと、WEA の諸クラスの学生に対して本を提供する目的で、冒頭に述べた中央図書館がおかれたことになったのである。

この段階では、まだ WEA 専属の機関にすぎなかったこの図書館は、1916年に、カーネギー財團の援助によって、対象範囲をより広く成人教育学生全般に広げた CLS となる。この CLS 成立の直接の契機となったのは、1915年カーネギー財團に対して提出された「図書館の設置状況と政策に関する報告書」(A Report on Library Provision and Policy, 以下報告者の名前をとりアダムズ報告書と呼ぶ)であった。この報告書は、イギリスにおける図書館普及のアンバランスを指摘し、特に農村地域における図書館サービス振興の必要性を指摘したことと注目すべきものであるが、更に、成人教育学生のための図書館整備をもとりあげていた。それは、図書館サービスの空白地帯の存在を指摘することと表裏一体をなすものであった。

同報告書は、「これまで発展を続け、又現在も急速に発展を続けている学習サークル、及びチュートリアル・クラス運動は、我国の労働者に対して直接的影響を及ぼす非常に注目すべき教育的活動であるといえる。今日のイングランド、及びウェールズには、WEA に加盟しているチュートリアル・クラスの学生が3千人以上も存在している。こうして、この10年間に、労働者の大学ともいえるものが成長してきたのである。そして、こうした学生集団は着実に増加をみせつつあり、地域全体の福利に多大の影響を与えるようになっている。従って、体系的学習活動を実施している WEA や成人教育運動、及びその他の労働者の組織全体に共同の中央貸出図書館というものを設置するなら、非常に大きな公共的有用性を備えた機関となろう」と述べ、その必要性を主張したのであった。

カウンティ図書館サービスが未だ開始されず、多くの市立図書館も発達の過程にあったこの時期に、このような図書館の必要性が指摘されたことで、「チュートリアル・クラスに関する中央合同諮問委員会」は、カーネギー財團に対して、その設立のための助成金を求めるようになった。これを得て、1916年5月、従来のトインビー・ホールの小図書館を合併し、CLS の活動が始められたのであった。

このように、CLS は、図書館サービスの便宜を受け得ない学生に対する直接サービスを目的とするものであった。

## 2) CLS の機能の拡張・発展

1916年に開設された CLS は、本来の目的であった学生個人に対する貸出しに限らず、当初から、他の図書館からの貸出請求にも若干応じていた。この意味で、CLS は、その後、協力活動の中心的役割を果たす可能性を有していたといえる。そして、図書館に対する貸出しは、2年目に3館、3年目には10館と増加を示し、その後次第に、学生個人に対する貸出数を上回るようになり、図書館の図書館としての性格を明確にしていくことになる。これに対して、学生個人に対する貸出数は、1921～22年の13,060冊を最高に、著しく減少していくことになる。

このように、1920年代より CLS が図書館に対する貸出を主とするに至る契機となったのは、1919年の再建省成人教育委員会の報告書であった。

先述のマンスブリッジもその委員の一人であったこの成人教育委員会は、CLS の活動に注目し、その機能の拡大を提案したのであった。それは、CLS をして、より規模の大きな国立中央貸出図書館の中核とすることであり、これによって国内の全ての資料を一つのシステムの中に組織化しようというものであった。この提案は、同年の図書館協会総会でも支持され、39の公共図書館がCLS に対して貸出を申し入れた。

一方、この報告書によって提案されたカウンティ図書館サービスは、1919年公共図書館法によって結実し、これによって、従来図書館サービスの圏外にあった地域でも、そのサービスを受けることが可能となった。そのため、CLSに対する個人学生からの申し込みは、次第に近くの公共図書館、或はその分館を通じてなされるのが原則となっていった。これは、CLS の設置を促したアダムズ報告書が、図書館サービスの空白地帯におかれた学生の便宜を図ることを目的としていたことを考えれば、当然のなりゆきであった。

こうして、CLS の機能の重要性は一層明確になり、国内の全図書館が頼ることができる中央図書館に発展するためには、蔵書、職員、財源の面でより大規模かつ強力な機関とならなければならないことが認識されるに至った。それは、大英博物館図書館にも匹敵する力を有するものでなければならなかった。

しかし、こうした大図書館の設立は期待すべくもなく、このことから、極めて重要な認識が現われるようになった。つまり、短期間で十分な蔵書と情報資料を得る

ための唯一可能な方法は、他の図書館の援助を得ること、即ち、中央図書館からの要求に応じて、本を貸出し、情報を提供することに同意してくれる図書館との提携をすすめることだというものであった。こうした認識は、相互貸借に対して否定的であった古い保守的精神を崩壊させ、図書館活動における新しい政策の登場をもたらしたという点で、重要な意味をもつものであった。この認識を一層明確にしたのは後に触れるアウトライアーや図書館との提携であった。

こうして、CLSは、1920年代において、早くも、図書館の図書館、及び相互貸借の中心たるクリアリング・ハウス (clearing house) としての機能を有し、本来の機能を大きく拡張することになった。

### 3) NCL の成立

CLSの発展は、以後の公共図書館サービスの質を高める上で注目すべき役割をもつものであったが、それは、財源の多くをカーネギー財團に頼り、その規模も未だ、協力体制の中核としては不十分であった。このCLSをより規模の大きな国立中央図書館として発展させようという構想は、先述の1919年成人教育委員会報告書でも提起されていたが、これを改めて提案したのが、1927年の「イングランド及びウェールズの公共図書館に関する報告書」(Report on Public Libraries in England and Wales, 以下報告者の名前をとりケニヨン報告書と呼ぶ)であった。これは、1924年に、ケニヨン (Frederic Kenyon) を委員長として任命された公共図書館委員会の報告書であった。

この報告書は、「組織的サービス」の一章を設け、中央図書館の機能として次の3つを挙げていた。第1は、組織的教育を受けている学生に対して、直接に、或は責任団体 (responsible body) を通じて援助を与えること。これは、CLS本来の目的であった。第2は、地方の資料では手に入らないものを、直接、或は公共図書館を通じて提供すること。第3は、全国の学生の利用に供するために、専門図書館間の連絡を図ることであった。

そして、これらの目的のために、CLSの改組を考えていたのであった。その際、大英博物館図書館との間に緊密な関係を持つことにより、必要に応じてその専門的知識を借りることができ、更に、一般の利用者及び協力図書館に対して信頼感を与えることができると考え、新図書館は大英博物館の特別部局として編成すべきだとされた。しかし、これによって、大英博物館の業務が妨害されることのないようにと、完全に独立の蔵書を有するなど、一定の距離をもつものとされた。

同報告書は、このようなCLSの業務拡張のための年

額5千ポンドの補助金支出と、大英博物館の下に移管するについての検討委員会の設置を勧告した。

しかしながら、この報告書の提案は、大英博物館理事会からは歓迎されず、これに代って、同理事会は、CLSを全く独立した機関として発足させ、その新理事会に対して、大英博物館は代表者を送ることにするという提案を行ったのである。

このため政府は、あらたに「国立博物館及び美術館に関する王立委員会」(Royal Commission on National Museums and Galleries) を任命し、この問題の検討を委ねることにした。1929年の同委員会最終報告書は、CLSは、大英博物館との間に緊密な関係を保持しながらも、それ自身の理事会の下に再構成されるべきだと勧告を示すことになった。

政府は、この勧告に盛られた3千ポンドの補助金支出を認め、これによって、1930年、新らしくNCLが発足することになるのである。そして、翌31年4月21日には、勅許 (Royal Charter) が与えられ、成人学級に対する本の提供者として、又貸出図書館及び書誌的情報のセンターとして、図書館間相互貸借の公式的クリアリング・ハウスたる機能が明確に規定された。こうして登場したNCLは以後、様々な図書館協力の中枢機関として、組織的サービス体制を担っていくことになる。

以上が、協力活動の中心たる中央図書館の形成過程であるが、その間、業務の発展に応じて、その建物の規模も次第に増し、蔵書量においても、1,392巻 (1916年) →33,000巻 (1927年) →13万巻 (1935年) と充実を示すことになる。

## 2. アウトライアーや図書館、及び大学図書館

### 1) アウトライアーや図書館

これは1922年に始められたもので、専門的蔵書をCLSを通じて、公共図書館利用者にも利用できるようにするという条件で、カーネギー財團が「看護学校」(College of Nursing)、及び「王立航空協会」(Royal Aeronautical Society) に対して助成金を与えたことから始まったものである。これらは、CLSのアウトライアーや図書館と呼ばれ、発足当初は2館、25年には4館にすぎなかつたが、その後27年には23館、35年には151館と増加し、約600万巻の蔵書が利用できるようになった。151館の内訳は、大学及びカレッジ図書館を含む専門図書館が95館、市立図書館が41館、カウンティ図書館が15館であった。当時、CLS自体の蔵書は比較的専門的なものであったが、その規模は小さく、それだけでは要求に応じきれないこともしばしばみられるようになっていた。こ

れに対して、アウトライアーブックとの提携により、その分野に関しては、さほど多くを購入する必要がなくなり、総合的且つ非常に価値ある資料を保有することになった。以後、アウトライアーブックの利用は増加していくことになる。

## 2) 大学図書館の協力機構

大学図書館間の協力システムは、1923年に、大学教師連盟（Association of University Teachers）によって決定されたもので、バーミンガム大学教授サンドバック（F. E. Sandbach）の努力によるところが大きかったといわれる。同連盟は、この決定に従って、「図書館協力に関する合同常任委員会」を設置して検討を加え、1925年3月、バーミンガム大学に「インクワイアリー・オフィス」（Enquiry Office）を開設し、相互貸借を開始することになったのである。

このシステムは、間もなく、調査依頼に対処し得る限りにおいて、可能な限り、大学図書館以外にもそのサービスを拡張するようになった。そして、1925年から1931年の間に、このシステムに参加した機関は、1,171にのぼった。この中には、全国の大学及びカレッジのほとんどが含まれており、外国の図書館との間の貸借も実施されていた。これは、1925年以前において、他館に貸出しを認める大学図書館の数は、未だ数館しか存在せず、外国への貸出しに至ってはほとんど例がなかったことを考へるなら、非常に注目すべき活動であったことがわかる。

このインクワイアリー・オフィスは、1931年10月には、NCLに移管されることになり、NCLは更に1つ重要な機能を加えることになる。

以上からわかるように、アウトライアーブック及び大学図書館との関係は、NCLにとって、その専門的資料の充実を意味し、協力活動を更にゆたかにする上で役立つものであった。

## 3. 地域図書館組織の形成

先に触れた1927年ケニヨン報告書は、図書館サービスの欠陥を改善するためには、自由意志による全国的協力体制を組織する必要があると考え、その構造を次のように考へていた。

第1は、市立図書館、カウンティ図書館各々の財政的規模に応じて、近隣図書館間の自由意志による協力関係を作ること。

第2は、規模の大きな図書館を地域センターとして、公共図書館のグルーピングを図ること。

第3は、専門図書館の連合を図ること。

そして、第4に、これらシステム全体の中心として活

動する中央図書館を設立することというものであった。

この中央図書館は、NCLの成立によって実現したわけであるが、重要なことは、それがあくまでも、第一線図書館の自発的協力関係を基盤とするものであるということであった。

ところで、この地域システムの構想は、CLSが次第にその機能を拡大しつつあった時期に、既に、様々な形で提起されるようになっていたのである。なかでも重要な意味をもつものは、カーネギー財團の考えであった。同財團は、当時未だ揺籃期にあったカウンティ図書館の利用者に対するサービスの質を高めるために、全ての公共図書館をカウンティ段階で統合することを考えていた。この構想は、後、更に具体的となり、CLSの如き全国的貸出コレクションと、規模の大きな地域図書館、更に、これに収束する一線図書館という構造をとり、総合目録の作製による協力システムが考えられるようになった。

この他にも、協力システムによる地域内蔵書の効率的活用を唱える提案がいくつか出され、こうした認識の高まりの中で、ケニヨン報告書の提案はなされたのであった。

翌1928年には、図書館協会カウンティ図書館部会によって、「イングランドにおける地域図書館」と題する報告書がまとめられた。これは、図書館の普及はCLSに対する要求を急増させ、その結果、その業務に過重負担と遅滞を生じさせるであろうと述べ、その解決策として、地域総合目録の作製による地域的グルーピングの必要性を提起したのである。

1928年には、こうした中で、コーンウォールにおいて、最初の組織的協力計画が開始された。これは、市立図書館7館（全9館中）とカウンティ図書館とが参加し、カウンティ図書館が地域センターとなって、参加図書館からの請求を受け付け、地域内にない場合にのみ、CLSに対して請求するという方式をとった。ここでは、地域内の総合目録の作製が行われ、共同購入の方法もとり入れられていたが、当時、この地域には未だ図書館協会の支部が存在せず、広域的協力システム結成のための会議開催が遅れ、南西部地域図書館システムとして登場するのは1936年を待たねばならなかった。

現存の地域システムは、1930年12月発足の「北部地域システム」を最初とするが、以後、カーネギー財團の援助、及びNCLの指導による「地域図書館の相互協力に関する国内委員会」の検討を経て、1936年までに、イングランドは次の8つの地域図書館組織によって、又、ウェールズは2つのシステムによってカバーされるようにな

組織の名称		発足年及び地域センター	カバー範囲
イ ン グ ラ ン ド	①ロンドン総合目録	(1929～目録 1934～相互貸借) < NCL >	首都ロンドンの自治区全域
	②北部地域図書館組織	(1930) < ニューカッスル文学哲学協会 >	ノーサンバーランド, ダーラム, カンバーランド, ウエストモーランド
	③西中部 地域図書館組織	(1931) < バーミンガム公共図書館 >	スタッフフォードシャー, シュロップシャー, ヘリフォードシャー, ウースターシャー, ウオーリックシャー
	④南東部 地域図書館組織	(1933) < NCL >	ベッドフォードシャー, パッキンガムシャー, バーカクシャー, ハートフォードシャー, エセックス, サリー, ケント, サセックス
	⑤東中部 地域図書館組織	(1934) < レスター公共図書館 >	ダービーシャー, ノッティンガムシャー, リンカーンシャー, ラトランドシャー, ノーサンプトンシャー, ハンティンドンシャー, ケンブリッジシャー, ノーフォーク, サフォーク, レスター・シャー
	⑥北西部 地域図書館組織	(1935) < マンチェスター公共図書館 >	ランカシャー, チェシャー, マン島
	⑦ヨークシャー 地域図書館組織	(1935) < リーズ, ブラッドフォード, ハル, シェフィールド市立図書館, ウエスト・ライディング・カウンティ図書館 >	ヨークシャー全域 (ノース・イースト・ウエスト各ライディング)
	⑧南西部 地域図書館組織	(1936) < ブリストル公共図書館 >	コーンウォール, デヴォンシャー, サマーセットシャー, ドーセットシャー, ウィルトシャー, ハンプシャー, グロスターシャー, オックスフォードシャー, ワイト島
ウ エ ー ル ズ	①アバリスト イ	(1931) < ウェールズ国立図書館 >	マングルシー, カーナウォンシャー, フリントシャー, デンビーシャー, メリオネスシャー, モンゴメリーシャー, カーディガンシャー, ラドノーシャー, ペンブロークシャー, カーマーゼンシャー, ブレクノックシャー
	②カーディフ	(1948 独立) < カーディフ公共図書館 >	グラモーガン, モンマスシャー

なった。

このうち、ヨークシャーだけは、他と異なり、5つの大図書館を中心とした相互協力が実施され、ヨークシャー全体の総合目録は作製されなかった。

一方、ロンドンのシステムは、最初は相互貸借のとりきめを全く含まない総合目録編纂の開始だけであったことで注目すべきである。しかし、従来、他館との協力を好まず、特に閉鎖的であるとの批判を受けてきたロンドン図書館界にとって、この計画の登場は画期的といえるものであった。それは、将来における相互貸借制度の基礎となるものであった。地域図書館組織は、このようにして成立したのである。

以上、イギリスにおける相互協力体制形成のあゆみを振り返ってみたわけであるが、これから明らかにようには、1930年代末、つまり第2次大戦の直前頃までには、NCLと地域図書館システムを主軸とする協力体制の骨

格が現われることになった。そして、NCLは、中央貸出図書館として、又相互貸借のクリアリング・ハウスとしての機能を果たし、そのために、以後特殊コレクションの構築、及び地域目録を基礎とする全国総合目録の完成をめざすことになった。それは、従来の個別図書館によるサービスの質を飛躍的に向上させ、サービスの面的広がりを志向するものであった。

## II 公共図書館サービス普及の努力

ところで、イギリスが、第1次、第2次の両大戦をはさむ約20年の間に、世界に誇る協力体制を制度化するに至った事実をみるにつけ、我々は、それ以前の半世紀以上にわたって積み重ねられてきた図書館普及の長い努力のもつ意味と重要性を認識しておく必要があると思われる。

(1)～1850年に成立した公共図書館法は、許可法であつて、各地方自治体の任意採択によって図書館の設置が決められるわけであるが、その採択の進度は、第1表にみられるように、最初非常に遅々たるものであった。そして著しい増加現象がみられるようになるのは、19世紀最後の四半世紀、及びそれに続く20世紀最初の10年間においてであった。

この急激な採択促進の原因は、一部は、1870年の初等教育法、及び1876年の義務教育制の実施によって、教育が普及し、読書人口が増加したことによるものであろうが、又一部は、法そのものの制限が徐々に撤廃されていったこと、更に最も重要なこととして、個人的な後援者による援助がなされたこと、その他、図書館協会の活動などによるものであった。

先ず、1855年改正法では、税金の支出限度が1ポンドにつき半ペニーから、1ペニーに引き上げられ、建物の設立、維持だけでなく、資料の購入にも充てることができるようにになった。又、人口制限も、1万人から5千人へと引下げられた。次いで、1866年には、人口制限が撤廃され、1893年法では、納税者の投票という手続を経なくても、行政当局が独自の判断で採択できるようになった。こうして、採択可能な地域は次第に広げられていったが、1ポンドにつき1ペニーという税支出の制限は、1919年法に至るまで残された。

次に、個人の慈善的行為ではあったが、大きなウエイトを占めたものとして、カーネギーの援助を挙げなければならない。彼が寄贈した図書館は、イギリスだけではなく、アメリカ、カナダにも及び、その数は、2,505館を数えた。

又、図書館サービスの理論の構築、及び実践の向上に努め、その質的向上を図る上で、1877年に結成された図書館協会 (Library Association) の活動は重要であった。

(2)～以上のようないくつかの好条件を基礎に、図書館法の採択地域は急激な広がりをみせたわけであるが、この発展は、ほとんどもっぱら、都市部に限られており、通例税財源が十分でない農村地域においては、なお主に旧式の村民図書館や日曜学校の図書館などに依存しているという状態であった。こうした都市と農村の跛行状態、及び小規模の町や教区の低水準の解決は、1919年以後のカウンティ図書館サービスの開始を待たねばならないわけであるが、このカウンティを設置主体とする図書館サービスの重要性は、第2表及び第3表をみると自ずと明らかであろう。

カウンティ議会に対して、このような権限を与えよう

第1表 公共図書館法の採択進度内訳

年 代	カ ウ ン テ ィ	特 別 市	首 都 自 治 市 及 び 市	ロ ンド ン 市 及 び 市	市	町	教 区	合 計
1850年以前	—	1	—	—	—	—	—	1
1850～1859	—	14	1	7	—	—	—	22
1860～1869	—	14	—	3	—	—	—	17
1870～1879	—	22	1	16	4	—	—	43
1880～1889	—	10	11	27	24	1	73	73
1890～1899	—	16	7	50	47	19	139	139
1900～1909	—	3	5	22	82	20	132	132
1910～1919	—	1	1	3	16	6	27	27
1920～1926	57	—	3	13	9	1	83	83
合 計	57	81	29	141	182	47	537	537

第2表

	地 域 の 総 数	各 々 の 議 会 (Council) が設置者	カ ウ ン テ ィ 議 会 が 設 置 者	未 採 択 地 域
特 別 市	82	81	—	1
ロ ン ド ン 市	1	1	—	—
首 都 自 治 区	28	28	—	—
市	249	141	91	17
町	792	182	550	60
教 区	12,841	49	12,611	181

とする考え方には、いくつかみられるようになっていた。先ず、1902年には、農村地域における初等・中等の公教育の権限を、カウンティ及び特別市というより大きな行政機関に移すことを内容とするバルフォア教育法が成立した。これは、農村地域の図書館問題の解決にも有効な示唆を与えたであろう。又、1903年に、ウエストモーランドで始められた計画は、ケンダル公共図書館が、その全蔵書を村の学校に巡回させ、代りに、カウンティ教育委員会が1冊1シリングの支出をするというものであった。更に、1904年、ワイト島で、シーリー卿 (Sir Charles Seely) によって寄贈された「カウンティ・シーリー図書館」は、カウンティ教育委員会によって管理されていた。

ところで、これまでの公共図書館運動が、小さな町や農村地域には、ほとんど及んでいなかったことを指摘し、カウンティに対しても、図書館法の採択権と、図書館目的のための税金徴収権限を与えることによって解決を図ろうとしたのは、先にも触れた1915年のアダムズ報

第3表 図書館当局によってカバーされる人口の推移

年 度	イングランド と ウェールズ の 人 口	図 書 館 当 局 の 範 囲 に 含 ま れ る 人 口					
		都 市 図 書 館 (Urban libraries)		カウンティ図書館		全 図 書 館	
		合 計	%	合 計	%	合 計	%
1911	36,070,492	22,559,427	62.5	—	—	22,559,427	62.5
1921	37,886,699	23,987,903	63.3	1,685,958	5.5	25,673,861	68.8
1924	37,886,699	24,168,702	63.8	10,101,560	26.6	34,270,262	90.4
1926	37,886,699	24,269,431	64.1	12,218,791	32.2	36,488,222	96.3

告書であった。これは、カーネギー財團の初仕事としては、まことに適切なものであったといえる。

この考えは、1919年の再建省成人教育委員会報告書でも展開され、高等教育に対する権限を有する地方教育当局——つまり、カウンティ、及び特別市が、図書館に対しても全責任を持つべきだとされた。この提案は、1919年公共図書館法において、若干修正を受け、まだ図書館サービスの及んでいない地域に対しては、カウンティにその権限を与える、それ以外は、従来のまま存続し得ることとした。この法では、又、久しく障害となってきた1ペニーの税率制限も、ついに削除された。

こうして始まったカウンティ図書館サービスは、最初は、自発的なヘルパーに頼る地方センターに対して、定期的にブック・ボックスを巡回させるという19世紀的形態を踏襲していたが、やがて、これは移動図書館に代わり、いくつかのカウンティでは、重要なセンターに、フルタイムの分館が設立されるようになった。そして、1919年法を採択したカウンティの数は、第1表にみるように、1926年までに62中57にのぼり、カウンティ図書館サービスは、次第に軌道にのるようになった。

1919年法は、ほぼ全国を図書館サービスのエリア内に置いたという意味で、一つの重要な到達点をなすものであった。そして、こうして普及するに至った一線図書館が、後の地域図書館システムの構成員となっていくのである。相互協力体制の組織化にとって、これは、是非とも達成されなければならない最低条件であったのである。

相互協力体制は、20世紀の産物であるといわれるが、それは、このように、図書館サービスの空白地域を埋める努力が、ほぼ20世紀初頭（1920年代頃）までに一応の完成をみるに至り、その発展と見合って協力体制が構築されていったということなのである。この努力を重視する必要がある。

## おわりに

現在、イギリスでは、1971年1月に出された政府の白書“*The British Library*”に基づき、国立図書館の調整、統合による新しい図書館システムの計画が進められている。この白書は、「国立図書館委員会」（National Libraries Committee）の報告書（ディントン報告書、1969年6月）をもとに検討されたもので、大英博物館図書館（British Museum Library）及び国立科学発明参考図書館（National Reference Library of Science and Invention）を基礎とするレファレンス図書館と、国立中央図書館（National Central Library）及び国立科学技術文献貸出図書館（National Lending Library for Science and Technology）を基礎とする貸出図書館、更に現在のイギリス全国書誌（British National Bibliography）を基礎とする書誌活動部門の3つの主要部門から構成される“*British Library*”という新機構を構想している。特に貸出図書館については、現在、NLLST の近くに新図書館が建築中で、1973年末には完成し、NCLはこのボストン・スパに移る予定になっている。

NCLを中心として相互協力体制が形成された第2次大戦直前の時期（1930年代）は、イギリス図書館史上、大きな時期を画するものであったが、今回の British Library 構想は、国立図書館の管理、管轄体制の煩雑さを解決し、戦後の様々な状況変化を整理し、より機能的なサービス体制をもたらすための新たな出発点ということができる。

第2次大戦直前にほぼその完成をみたNCL——地域図書館組織を主軸とする相互協力体制も、戦後、先ず第1に、NCLに対する激増する要求を整理するために、各地域システム内で国内文献の分担収集を実施するという策がとられ、更に、1960年代には、増大する科学技術文献に対する需要をさばくため NLLST が創設される

などの状況変化がみられるようになった。

又、この他、相互貸借の要である総合目録の不完全性や、協力図書館がその地域内の利用者要求が大きい資料を貸したがらないこと、更に、コストが高くつくことなど、様々な欠陥、弱点も明らかになってきた。

我々は、先にみたNCLを中心とした協力体制の構造、及びその意義を再認識するとともに、それがもついくつかの欠陥が、この新しいBritish Library構想の中で、どのように解決が図られていくかに注目していきたいと思うのである。

更に、個別サービス・ポイントの普及と、利用者層の開拓を求めて続けられた長いイギリスの努力を認識する必要があろう。こうしたイギリスの状況を我国と比較するにつけ、そのレベルの差を痛感するわけであるが、先ず第1に一線図書館の普及と、その十分な活動の実現をめざす努力がまだまだ続けられなければならないだろう。それを基礎として、より効率的な協力体制も可能となるのであろう。

#### 参考文献

- (1) J. H. P. Passford; Library Co-operation in Europe, 1935.
- (2) Thomas Kelly; A History of Adult Education in Great Britain, 1962.
- (3) W. G. S. Adams; A Report on Library Provision and Policy, 1915.
- (4) Public Libraries Committee; Report on Public Libraries in England and Wales (Kenyon Report), 1927.
- (5) G. Jefferson; Library Co-operation, 1966.
- (6) P. H. Sewell; The Regional Library Systems, 1956.
- (7) (ed. by) K. A. Stockham; British County Libraries 1919-1969, 1969.
- (8) Report of the National Libraries Committee, 1969 (Dainton Report.)
- (9) White Paper "The British Library", 1971.